［別表を削る。］

自動車安全運転センターの財務及び会計に関する内閣府令（昭和五十年総理府令第六十六号）	第六条第三項、第八条第三項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十七条並びに第十八条第二項前段及び後段

別表第二（第二条第二項関係）

一　警備業法関係法令の規定

警備業法	第二十九条

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定

風俗環境浄化協会等に関する規則	第八条において読み替えて準用する第三条第一項及び第九条第三項
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則	第十七条、第十八条及び第二十七条

三　銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則	第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定

暴力追放運動推進センターに関する規則	第十二条第三項（電子情報処理組織を使用した報告又は資料の提出の求めがあった場合に限る。）
債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）	第二十八条第一項

五　道路交通法関係法令の規定

道路交通法	第百八条の十三第三項、第百八条の二十第一項及び第百八条の二十一第一項（電子情報処理組織を使用した報告の求めがあった場合に限る。）
交通事故調査分析センターに関する規則	第三条第二項
盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則	第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則	第五条第一項及び第三項並びに第六条第一項